

様式第三（第3条第3項関係）**特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表****1. 認定をした年月日**

平成27年6月4日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

O U V C 1号投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容**(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項**

名 称	O U V C 1号投資事業有限責任組合
所在地	大阪府吹田市山田丘2-8
無限責任組合員	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社（以下、O U V C）
所在地	大阪府吹田市山田丘2-8
設立年月日	平成26年12月22日
資本金	35百万円
出資者	国立大学法人大阪大学（議決権割合100%）
役職員の構成	取締役5名（大阪大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）、 支援・投資委員会5名（大阪大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果に応じて評価。
役職員の報酬の水準	役職員の報酬の体系としては、固定年俸、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類で構成。 インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、将来のキャピタル・ゲインの最大化に向け、支援を担当する役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける予定。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

O U V C 10 百万円

大阪大学 100 億円

その他民間企業 金融機関等を中心に、出来るだけ多くの出資を募る

※ただし、大阪大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

②特定研究成果活用支援事業の概要

大阪大学が持つコア技術に対して、学内及び企業の周辺技術を、技術のみならず企業のビジネスノウハウを含めて提供することにより、民間だけでは実現不可能な高次の技術的ハンズオンを通じたO U V Cからの出資その他の事業化支援を実施する。

支援先の要件としては、大阪大学の技術に関する研究成果を活用したベンチャー企業、並びに大阪大学の技術に関する研究成果の事業化を図る、共同研究企業とのジョイントベンチャー（カーブアウトベンチャーも含む）。

③特定研究成果活用支援事業の内容

支援先の特定研究成果活用事業者に対しては、助言、資金供給その他の支援を実施する予定。

【助言・支援】

(ア)大阪大学との密接な連携を軸に、日本が必要としているブレークスルー・イノベーションを起こす事業の創造に結びつく研究成果を発掘

(イ)起業前のシードステージ、起業から間もないスタートアップ・アーリーステージに注力し、起業家や研究者とともに、高い経済価値を生み出す事業を共同で創出

(ウ)株式取得による資金拠出に加えて、企業価値の向上に向け積極的に経営に協力し、自ら人的資本としても貢献

(エ)株式公開（IPO）や合併・買収（M&A）の実現についても積極的に貢献

(オ)大阪大学や共同研究企業が保有する関連技術を組み合わせて競争優位性を強化

(カ)総合商社やメガバンクのネットワーク等も活用し、日本の技術を世界の市場へ展開

【資金供給】

有望な投資先企業に対し、成長資金をマイルストーン投資する。

④対象事業者の基準

大阪大学における研究成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値の創出を果たすために、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア)社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献し、現実社会の要請に応えうる新産業創出に資するものであること。

- (イ)大阪大学が特に優れたポテンシャルを有する、免疫学、臨床医学、微生物学、材料科学等の幅広い研究分野をはじめとして、今後成長が見込まれる分野での大阪大学における技術に関する研究成果の活用と大阪大学の学術研究の進展に資するもの、さらには我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ)支援決定を行ってから 5 年～10 年程度で研究成果の事業化が見込まれ、その後当社の運営するファンドの存続期間内に、当社が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (エ)対象事業者に対して、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体について、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

⑤支援内容の基準

- (ア)類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。合わせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。
- (イ)特定研究成果活用支援事業を通じた総収入額が、少なくとも当社の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当社の運営するファンドを通じて主として直接行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を十分に検討すると共に、積極的な経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図ることであること。さらに、対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価することであること。
- (ウ)本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を育成することであること。また、研究者の自主性や大阪大学の自主性を尊重するとともに、大阪大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (エ)個人及び対象事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて大阪大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保することであること。

⑥大阪大学との連携体制

OUVCは、経営企画部を中心に、大阪大学との間で、認可を受けたファンドに対する大阪大学からの出資受け入れ、大阪大学起業支援プログラムと連携した起業・コードィネート人材育成、OUVCの投資検討に際した大阪大学からの人的・技術的支援の受け入れ等の連携を進める。

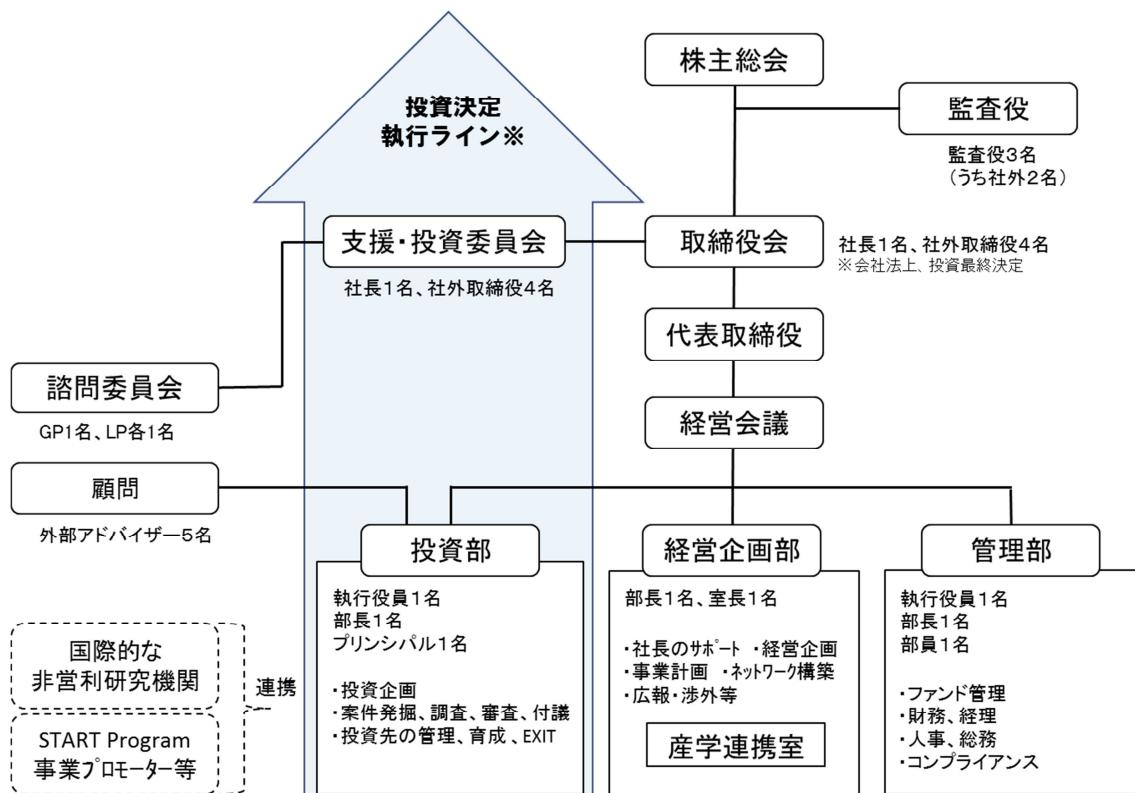
⑦民業補完の徹底

民間だけでは支援の難しい大学発のスタートアップ・アーリーステージのベンチャー向けの民間ベンチャーキャピタルとの協調投資、またはセカンドステージでの民間ベンチャーキャピタルとの協調投資を行い、民業補完を徹底して進める。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

OUVC 1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して 10 年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数合計の 3 分の 2 以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、1 年延長可（最長 5 年の延長可）とする。

組織図



- OUVICは、株主総会、取締役会の下に代表取締役、経営会議を設置し、傘下に、投資部、経営企画部、管理部を置く。
- 投資決定は、投資、新規事業創出等に知見を持つ学外者からなる支援・投資委員会を経て行う。これら投資対象となる案件の探索、投資検討、ハンズオンは投資部が担当する。
- 管理部ではファンド管理、間接部門全般、コンプライアンス及び投資先のモニタリングを、経営企画部では事業計画、大阪大学や社外との連携窓口、投資に関するネットワーク構築を担当し、支援の実施状況等について国及び大阪大学との間で意見交換を密接に行う。
- 大阪大学の幅広い技術分野の投資に対応するため、アドバイザーとして、幅広い技術分野の投資経験を有する顧問を配置し、更には民間との連携、支援投資先のビジネスディベロップメントを支援するため、国内外の投資機関と連携する。